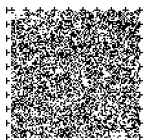
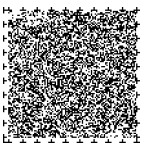


第 1 章

基本的事項





1. はじめに

本市では、「第 2 次市原市障がい者基本計画（平成 19 年 3 月策定）」で掲げた「障がいのある人もない人も、ともに生き、その人らしく いきいきと暮らせるまちをめざして」という基本理念を継承し、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 3 次市原市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

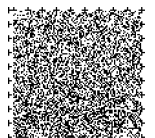
また、障害福祉サービスや相談支援などに係る部分については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に規定する「市町村障害福祉計画」に位置づけ、「第 1 期市原市障がい福祉計画（以下「第 1 期福祉計画」という。）」として、基本計画と一体的に策定しました。

市ではこれまで、基本計画に基づき、障がいのある人たちに関する施策を福祉、保健、教育、労働、都市整備など様々な分野の連携のもと、総合的・計画的に展開・推進するとともに、第 1 期福祉計画において、障がい者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、平成 26 年度における目標値及び各年度におけるサービス見込量を設定し、これに沿って、必要なサービス量の確保に努めてきました。

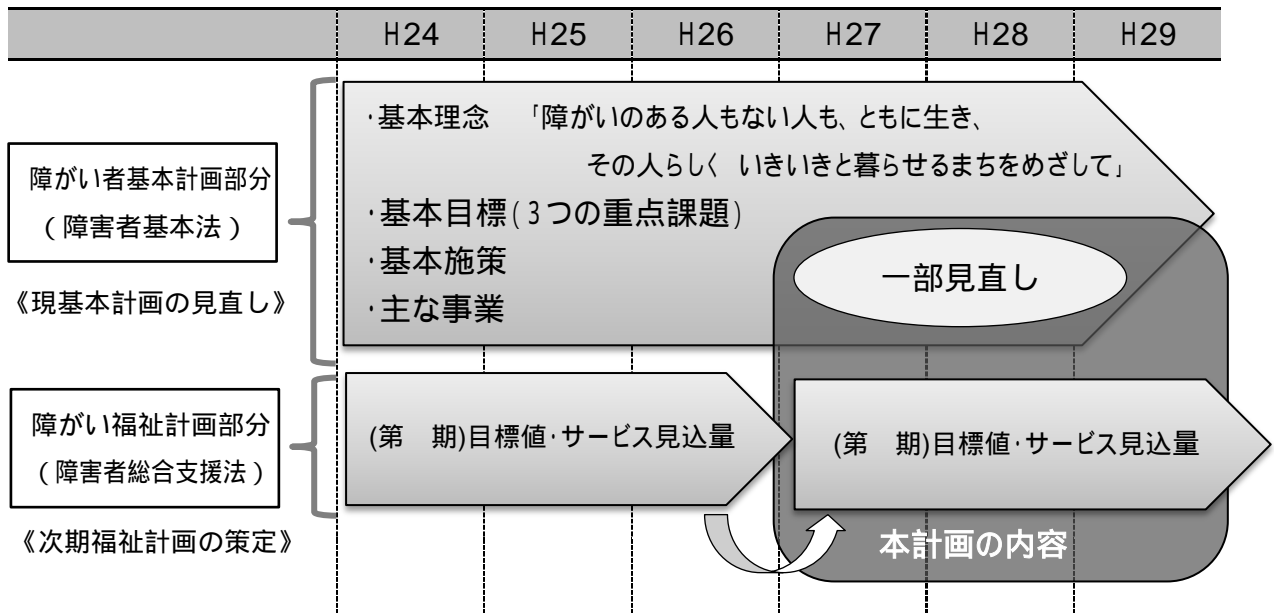
障がい者を取り巻く状況は、ここ数年で大きく変化しており、国においては、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称「障害者虐待防止法」）」が施行されるなど、障がい者に関する制度改革の取り組みが進められております。

このような状況の変化や、新たに発生した諸課題に的確に対応するとともに、第 1 期福祉計画が平成 26 年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、基本計画の見直し及び平成 27 年度を初年度とする「第 2 期市原市障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）」の策定をするものです。

今回の基本計画の見直し及び福祉計画の策定は、基本計画及び第 1 期福祉計画の考え方を基本的に踏襲しながら、これまでの基本計画掲載事業の進捗状況やサービス利用状況の分析、アンケート等による障がい当事者の意見聴取を実施し、課題の整理等を行った上で、新たな課題等への取り組みの方向性を明確化し、併せて、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：平成 26 年 5 月 15



日改正。以下「基本指針」という。)に即し、必要な障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、相互の整合を図りながら、平成 29 年度における目標値及び各年度のサービス見込量を設定するとともにサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

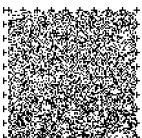


2. 国・県の動向

(1) 国の動向

① 障害者総合支援法の施行、改正

平成 24 年に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 25 年 4 月 1 日に一部が施行されました。これにより、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法の名称が障害者総合支援法に改められるとともに、障がいの範囲に難病患者等が追加されました。また、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。



② その他の障がい者関係法の施行

平成 24 年に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（通称「障害者優先調達推進法」）」が成立（平成 25 年 4 月 1 日施行）し、障害者就労施設や在宅で就労する障がい者の自立支援等についての整備が進められています。

また、平成 25 年に、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）」が制定（一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日施行）されました。

同じく平成 25 年に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える等の措置が講じられることとなりました。

障害者基本計画（第三次）の策定

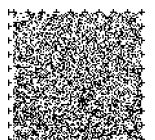
国では、障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めており、平成 25 年に、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画（第三次）が策定されました。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 つの施策分野が新設されています。

（ 2 ） 県の動向

.....

千葉県では、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる『新たな地域福祉像』」を基本理念とし、障がい者施策に関する総合計画として、第四次千葉県障害者計画を平成 21 年に策定し、平成 21 年度から 26 年度を計画期間として推進してきました。

平成 24 年には、障害福祉サービスの供給量等の見込みを定める新たな「第 3 期千葉県障害福祉計画」（平成 24 年度から 26 年度）を策定するとともに、千葉県の障がい者施策に関する総合計画である「第四次千葉県障害者計画」について、施策の追加等の見直しが行われました。



3 . 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障害者手帳の所持者数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の 10,287 人から徐々に増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在では、11,564 人となっています。その内訳は、身体障がい者が 8,552 人、知的障がい者が 1,679 人、精神障がい者が 1,333 人となっています。

市の総人口に占める障がい者の割合は 4.12% となっており、一定の割合で微増を続けています。

障害者手帳所持者数の推移

(単位 : 人)

年度 種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体	10,287	10,690	10,908	11,193	11,564
身体	8,084	8,286	8,295	8,422	8,552
知的	1,359	1,452	1,530	1,604	1,679
精神	844	952	1,083	1,167	1,333
総人口	279,896	278,841	278,276	277,081	280,543
対総人口比	3.68%	3.83%	3.92%	4.04%	4.12%

障がい者数は、各年 4 月 1 日現在の値

総人口は、住民基本台帳に基づく各年 4 月 1 日現在の値

